平成24年8月1日現在

	平成24年8月1日現在
1.商品名(愛称)	・自由金利型定期預金 M型 〔複利型〕 預入金額300万円未満・・・・スーパー定期 預入金額300万円以上・・・・スーパー定期300
2. 販売対象	・個人のみ
3.期 間	・定型 方 式・・・・3年、4年、5年 ・満期日指定方式・・・・3年超5年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継 続)の取扱いができます
4 . 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・スーパー定期 ・・・・1 ,000円以上300万円未満 ・スーパー定期300・・・・300万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します
6 . 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヵ月毎の複利 計算
7 . 税 金	・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる 利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8.手数料	
9.付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます
10.中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別紙の表1の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6ヵ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います
11.金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12.苦情処理措置· 纷争解決措置。	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時~17時、電話:025 - 222 - 3111)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03 - 3581 - 0031)、第一東京弁護士会(電話:03 - 3595 - 8588)、第二東京弁護士会(電話:03 - 3581 - 2249)、新潟県弁護士会(電話:025 - 222 - 5533)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03 - 3517 - 5825)若しくは関東地区しんきん相談所(9時~17時、電話:03 - 5524 - 5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁

平成24年8月1日現在

	護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能で
	す。
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご
	利用いただけます。その際には、 お客様のアクセスに便利な
	地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システ
	ム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、 当
	該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)
	もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談
	室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13.その他参考と	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率によ
なる事項	り計算します
G. C. 3X	・預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合に
	は、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護さ
	れます)